

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成22年 5 月 26 日

水 曜 日

第 3179 号

目 次

告 示

- 県道路線の変更 1
- 道路の区域決定 2
- 道路の区域変更 3
- 道路の供用開始 4
- 平成22年度管理美容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会 5

公 告

- 土地改良区の役員の退任 6
- 随意契約の相手方等の公示 7

告 示

富山県告示第235号

県道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第10条第 2 項の規定により、次のように県道の路線を変更する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課において平成22年 5 月 26 日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成22年 5 月 26 日

富山県知事 石 井 隆 一

整理番号	旧新別	路 線 名	起 点	重要な経過地	備 考
			終 点		
157	旧	道源寺上市線	中新川郡立山町道源寺		
			中新川郡上市町		
157	新	寺坪上市線	中新川郡立山町寺坪		
			中新川郡上市町		

162	旧	西大森道源寺線	中新川郡立山町西大森 中新川郡立山町道源寺		
162	新	西大森寺坪線	中新川郡立山町西大森 中新川郡立山町寺坪		
166	旧	谷口五百石線	中新川郡立山町谷口 中新川郡立山町五百石		
166	新	谷口沢新線	中新川郡立山町谷口 中新川郡立山町沢新		
168	旧	小又榎線	中新川郡立山町小又 中新川郡立山町榎		
168	新	小又下段線	中新川郡立山町小又 中新川郡立山町下段		
366	旧	西大森五百石線	中新川郡立山町西大森 中新川郡立山町五百石		
366	新	西大森前沢線	中新川郡立山町西大森 中新川郡立山町前沢		

富山県告示第236号

道路の区域決定について

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のとおり決定したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 5 月 26 日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成22年 5 月 26 日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
----------------	-----	---------------	-------------	------

県道 谷口沢新線	中新川郡立山町谷口字中藪53番乙から 中新川郡立山町沢新字八北割25番5ま で	最大 25.0 最小 5.0	3,359.2	富山土木 センター 立山事務 所
県道 西大森前沢線	中新川郡立山町西大森441番から 中新川郡立山町前沢字松生3151番11ま で	最大 48.0 最小 7.0	2,688.4	富山土木 センター 立山事務 所
県道 小又下段線	中新川郡立山町小又字朝倉1の甲から 中新川郡立山町下段字吉秋20番2まで	最大 39.5 最小 2.5	7,454.3	富山土木 センター 立山事務 所
県道 西大森寺坪線	中新川郡立山町西大森 441 番から 中新川郡立山町寺坪字東寺坪64番2ま で	最大 26.5 最小 4.5	5,457.0	富山土木 センター 立山事務 所
県道 寺坪上市線	中新川郡立山町寺坪字東寺坪64番2か ら 中新川郡上市町鍵町字熊野町54まで	最大 60.0 最小 3.0	10,201.4	富山土木 センター 立山事務 所

富山県告示第237号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 5 月 26 日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成22年 5 月 26 日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 米道上瀬戸線	中新川郡立山町上末 318番 1から	変更前		最大 13.0 最小 8.5	30.0	富山土木 センター 立山土木 事務所
	中新川郡立山町上末 318番 1まで	変更後		最大 15.0 最小 8.5	30.0	

県道 西大森五百石線	中新川郡立山町前沢字瀬口 3090番10から	変更前		最大 12.0 最小 8.5	42.0	富山土木 センター 立山土木 事務所
	中新川郡立山町前沢字瀬口 3079番12まで	変更後		最大 31.0 最小 8.5	42.0	
県道 立山水橋線	中新川郡立山町前沢字大石 3440番3から	変更前		最大 15.5 最小 7.5	164.0	富山土木 センター 立山土木 事務所
	中新川郡立山町前沢字大石 3431番まで	変更後		最大 22.0 最小 7.5	184.0	
県道 富山立山公園線	中新川郡立山町五百石字東 北割1番2から	変更前	A	最大 36.5 最小 6.1	5, 116.8	富山土木 センター 立山土木 事務所
	中新川郡立山町寺坪字東寺 坪64番2まで	変更後	B	最大 54.5 最小 7.8	5, 562.7	

富山県告示第238号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 5 月 26 日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成22年 5 月 26 日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 米道上瀬戸線	中新川郡立山町上末 318番1から 中新川郡立山町上末 318番1まで	平成22年 5 月 26 日	富山土木 センター 立山土木 事務所

県道 西大森五百石線	中新川郡立山町前沢字瀬口3090番10から 中新川郡立山町前沢字瀬口3079番12まで	平成22年5月26日	富山土木センター 立山土木事務所
県道 立山水橋線	中新川郡立山町前沢字大石3440番3から 中新川郡立山町前沢字大石3431番まで	平成22年5月26日	富山土木センター 立山土木事務所
県道 富山立山公園線	中新川郡立山町五百石字東北割1番2から 中新川郡立山町寺坪字東寺坪64番2まで	平成22年5月26日	富山土木センター 立山土木事務所
県道 谷口沢新線	中新川郡立山町谷口字中藪53番乙から 中新川郡立山町沢新字八北割25番5まで	平成22年5月26日	富山土木センター 立山土木事務所
県道 西大森前沢線	中新川郡立山町西大森 441番から 中新川郡立山町前沢字松生3151番11まで	平成22年5月26日	富山土木センター 立山土木事務所
県道 小又下段線	中新川郡立山町小又字朝倉1の甲から 中新川郡立山町下段字吉秋20番2まで	平成22年5月26日	富山土木センター 立山土木事務所
県道 西大森寺坪線	中新川郡立山町西大森 441番から 中新川郡立山町寺坪字東寺坪64番2まで	平成22年5月26日	富山土木センター 立山土木事務所
県道 寺坪上市線	中新川郡立山町寺坪字東寺坪64番2から 中新川郡上市町鍵町字熊野町54まで	平成22年5月26日	富山土木センター 立山土木事務所

富山県告示第239号

平成22年度管理美容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会について

美容師法（昭和22年法律第 234号）第11条の4第2項及び美容師法（昭和32年法律第 163号）第12条の3第2項の規定により平成22年度管理美容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定したので、告示する。

平成22年5月26日

富山県知事 石 井 隆 一

1 主催者の名称及び住所

- (1) 名称 財団法人理容師美容師試験研修センター
 (2) 住所 東京都江東区有明三丁目7番26号

2 講習日程及び講習科目

日程	年月日	午前		午後			
第1日	平成22年11月1日	公衆衛生	3時間	公衆衛生	1時間	衛生管理	2時間
第2日	平成22年11月15日	衛生管理	3時間	衛生管理			3時間
第3日	平成22年11月29日	衛生管理	3時間	衛生管理			3時間
計		18時間					

3 受講料 18,000円

- 4 受講予定人員 管理理容師 30名
 管理美容師 150名

5 講習会場の名称及び所在地

- (1) 名称 自治労とやま会館
 (2) 所在地 富山市下新町8番16号

6 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地

- (1) 名称 財団法人理容師美容師試験研修センター北陸ブロック事務所
 (2) 所在地 石川県金沢市出羽町2番1号 石川県庁出羽町分室3階

~~~~~  
 公 告  
 ~~~~~

土地改良区の役員の退任

杉原土地改良区の役員であった次の者が平成22年4月30日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成22年5月26日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名 氏 名 住 所
 理 事 平 野 數 幸 富山市八尾町中神通 596番地

随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 11 条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年富山県規則第 68 号）第 12 条の規定により次のとおり公示する。

平成 22 年 5 月 26 日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
富山県庁情報通信網（LAN）運用保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地
富山県経営管理部情報政策課 富山市新総曲輪 1 番 7 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成 22 年 4 月 1 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社インテック 富山市牛島新町 2 番 2 号
- 5 随意契約に係る契約金額
122,281,950 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由

特例政令第 10 条第 1 項第 2 号に規定する既契約特定役務につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるときに該当するため

